

第十五回 参議院人事委員会會議録第六号

昭和二十七年十二月十九日(金曜日)午
前十一時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 門田 定藏君
理事 カニエ邦彦君
委員 北村 一男君
平井 太郎君
溝口 三郎君
木下 源吾君

政府委員

内閣官房副長官 菅野 義丸君
総務府事務官 久田 富治君
(内閣府審議室長事務代理) 岡田 五郎君
保安行政次官 増原 恵吉君
保安庁次長 加藤 陽三君
保安庁人事局長 岸本 晋君
大蔵省給与局長 常任委員 熊登御堂定君
事務局側 会専門員

本日の会議に付した事件

○保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(門田定藏君) それでは本日の委員会を開きます。

○木下源吾君 それでは、今度の補正予算で国家公務員のいわゆる給与の単価ね、一人当りの単価、本俸、扶養手当、

勤務地手当、特勤手当というふうに分けて、一つ今すぐおわかりならば知らしてもらいましょう。

○政府委員(岸本晋君) 予算のほうに弾きました単価と申しますと、一人当り何円増えたかという単価でございましょうか。それとも増額した結果、一人当りどれくらいになるかという数字でございましょうか。

○木下源吾君 そうでございませう。○政府委員(岸本晋君) 増額した結果どれくらいになるか。これは予算の計数はまだ一々括つてございせんが、給与ベースの十一月の切換期にどうなるかという数字がございませうが、それでよろしいございませうか。

○木下源吾君 推定だね。○政府委員(岸本晋君) はあ、それを基礎にいたしまして、大体昇給一%を本俸について見込んでおります。

○木下源吾君 ではそれでよろしい。○政府委員(岸本晋君) 推定は、本俸が九千九百七十七円、扶養手当が九百十一円、勤務地手当が千六百二十六円、それだけで、ベース合計一万二千四百五十四円、そのほか特殊勤務手当が三百六十六円、合せて一万二千八百二十円になっております。

○木下源吾君 この実態はいつを基礎にしておりますか。○政府委員(岸本晋君) 実態は本年の八月三十一日現在を基礎にいたしております。八月三十一日現在のベースが一万六千三百六十六円ということに相成っております。

○木下源吾君 これは飽くまでもベースでしようね。○政府委員(岸本晋君) これは一人当りの平均支給額という意味でございませう。

○木下源吾君 給与法によつて……○政府委員(岸本晋君) これは本年八月末に実際の支払額だけを調査いたしました。それを総員で割つたものでございませう。ただ若干表が抜けたものでございませう。調査に基く推定数字でございませう。調査に基く推定数字でございませう。調査に基く推定数字でございませう。調査に基く推定数字でございませう。

○木下源吾君 減員と申しまして、人員の減でございませうか。○政府委員(岸本晋君) 減員と申しまして、人員の減でございませうか。○政府委員(岸本晋君) 減員と申しまして、人員の減でございませうか。

○木下源吾君 そうすると、これはこの実態と推定との間に減員を見込んでいますか。○政府委員(岸本晋君) 御質問の趣旨がちよつと理解いたしかねるのでございませうが、恐らくその予算総額というものを、減員後の人員で割つた場合と、減員前の人員で割つた場合と相当開きがあるのじやないか、そういう趣旨の御質問でございませうか。

○木下源吾君 そうです。○政府委員(岸本晋君) これは、私どもの押えておりますベースと申しますものは、予算総額を人員で押えたものでないのではありません。飽くまでも或る時期をつかまえて、その時期に

降人員整理をされた分は減にして推定しておるのですか。又もう一つは、これから減がどのくらいあるというような推定も含んでおるのか。

○政府委員(岸本晋君) 人員減によります俸給給与の単価がどのくらい増加するか、なか／＼これはむずかしいものでございまして、上級職員がやめるか、下級職員がやめるかで非常に違うわけにございませう。又それをどの程度上級、下級をあれするのかは、これは各省まち／＼でございませうので、その結果を正確に把握することはできないわけにございませう。従ひまして私どもは、これは抜きまして、一応その人員減といふものは抜きまして、昇給が毎期一%弱ある、四半期ごとに一%内外の昇給があるという推定で計算いたしております。

○木下源吾君 減らす人員を抜くということを言われたが、どのくらい抜くか。○政府委員(岸本晋君) 御質問の趣旨がちよつと理解いたしかねるのでございませうが、恐らくその予算総額というものを、減員後の人員で割つた場合と、減員前の人員で割つた場合と相当開きがあるのじやないか、そういう趣旨の御質問でございませうか。

○木下源吾君 そうです。○政府委員(岸本晋君) これは、私どもの押えておりますベースと申しますものは、予算総額を人員で押えたものでないのではありません。飽くまでも或る時期をつかまえて、その時期に

おいてどれくらいの金が支払われておるか、それをベースと考へております。○木下源吾君 端的に言つと、人件費のつまり剰余というか、それで勤務地手当の財源に幾らか振り向けられるだろうという見通しがある、こういうことを言われておるので、この場合その何を聞きたいのです。従つて前の実態と推定との間にどれほどのつまり予算が出て来るのかということなのです。

○政府委員(岸本晋君) これは二十七年の本予算を組みました場合には一応定員で組んだわけにございませうが、今回の補正予算を組みましたときには、御承知のように八月十五日に欠員不補充ということについての閣議決定をいたしております。大抵現員というものを、つまり定員でなく、大抵現員を基礎として予算を組むような方法で参つておりますので、おつしやるようなその大きな意味の現員と定員との幅というものは余り考えられないようなわけにございませう。それとベースとを関連させて、ベースの上からどれだけの金が出て来るかということは、これ又ちよつと別問題じやないかと思ひます。

○木下源吾君 いや、いずれにしてもあなたのほうは推定なんぞ、飽くまでも十一月までは推定である故に、ベースであるうと何であるうと、給与予算というものであれば余つて来るか、増が出るかというところが考えられるかどうか、考えられなければ考えられな

いでよろしい、こう言うのです。

○政府委員(岸本晋吾) この推定ベースを基礎といたしまして新らしい俸給表なり新ベースを考へておるわけでありますが、この場合には一応定員通り人員が詰つておるという想定の下に考へておるわけでございます。予算もその見地から組んでおります。ただ御承知の通り一般会計、特別会計七十万の新陳代謝というものが出て来るということとは予想されます。ただ行政整理が終つており、年度末にも近いというので、それがどのくらい幅があるかというところは、これはちよつと数字的には直ぐにはどうもつかみかねるのでございます。

○木下源吾君 併し一つの場合でも定員と実員の差はあるわけなのです。従来どのくらい、パーセントでもよろしい、例によつてはあるかというところをこの際聞いてもよろしいでございます。

○政府委員(岸本晋吾) 従来の例は、最近のデータといたしましては、先ほどお手許に差上げました資料で、昭和二十六年年度の予算定数七十八万に對して十二月一日現在実人員が七十六万、約二%という数字でございます。その後人員整理がございまして、御承知のように予算定数の上においても昨年の予算よりは四万ほど減らしてございまして、更に整理が目下進行中でございますので、なか／＼昨年の暮程度の欠員があるというところは想像できないようなわけでございます。

○木下源吾君 まあ大体二%という数字はここに、括弧に出てるのだが、今年も幾らかは出るだろう、昨年ほど

は出ないだろう、こういうふうに言われるのだからと思ふのですが、どうです、この推定だが、一・五%くらいはありませんか、あなたの専門的な見地から。

○政府委員(岸本晋吾) 専門的な見地からとおつしやるのでございしますが、これはなか／＼そのとき／＼によつても違ふ問題でございますし、或る時期には非常に欠員が多い場合もあるし、又それを埋めて少くなつておる場合もあるの、一概には申せないのですが、年間平均してどれくらいあるかというデータは、今までのところ私どもとしても持合せていないのでございます。特にこの定員を管理いたしております行政管理局のほうの報告では、いつでも定員一ぱいの実人員があるという報告されておる状況でございます。

○木下源吾君 減員があるからして三万人分の地域給をやり得るだろうと、こういう政府の見通しだと思ふのです、推定だと思ふのですが、これはまあ専門家が言うのですから、我々はあるというところだけには間違いないと、こういうふうな考へておるのです。そのあるという額がどのくらいに一体なるのかというのを知りたいわけなんです、実際は、それでこゝで仮に二%、一・五%、一%でもという……御専門のあなたにこれがわからぬはずがないのだよ、これをわからぬなんて言うのならば、何をやってゐるのかというやうなものなんで、予算が組めないわけ、それは頭の中で大体わかつておると思うのです。表面から言へばないが、裏から言へばあるのだと、こういうことになつておるわけなんだ。今そこでこれはそういうあいまいいものでは

なく、或る程度の過去の実績から見てもそれをここにできるならば明らかにしてもらいたい、こういうまあ考えなんです。それはなぜかという、三万人の地域給を殖やすというところは、これは言われておるわけなんです、それは裏から。そうするとそれはあることはそう間違いないわけなんです。それはあることは間違いないのだ、政府はそういうふうに言うのだから。そうなる

と我々としてはそういう財源があるというところを前提として幾らあるのだと、こういうことを本當に確めたいのです。その点お伺いしておるので、それは非常に面倒なことだと思ひますが、予算をやつておられるかた／＼はそれのくらしいことはやはり推定で私に持つておると、こう考へるのです。それがなければこれはおかしいものかと思ふのだが、永年やつてゐるのですからどうです、その点。

○政府委員(岸本晋吾) 私ども永年各担当のほうでやつておるのでございしますが、やはり実員の把握ということとはなか／＼むずかしい問題でございまして、結局各官庁からの報告を信頼してやつて行くよりしようがないわけでございます。そうなりますと、先ほどの行政管理局の報告のような数字が基礎になると言わざるを得ないわけでございます。先ほど御指摘の三万人につきましても、これは国会でそういう御修正をなさるといふことになりまして、これは又別問題であらうかと存じますが、いずれにいたしましても予算の枠をそのはみ出たものでは、ともかく年度中途からでございますとこれは執行できないのじやないかというふうな考へております。現在欠員がどれだけ

あるのかというのには正確にはちよつと申上げられないという事情でございします。

○木下源吾君 併し予算の枠内である、こういうのです。そこで昨日も我々は両院の人事委員が集つて打合会をやつた。それでこゝでそれならばあるというところを確めて来た責任者がおるわけなんです。きめてしまつたらば、これはどうなるかという問題になるわけなんだ。我々やはり責任上それを聞いて置かなきゃいかんということになるのです。これはまあ、そうしてあとからこういうものがあつたということになれば、もうすぐ来年になればわかることなんだ。ですからあなた方は何のために一体専門にやつておるかというところを、又それは責任をしろ／＼言われることになりやせんか。それよりも今の場合そういう押迫つた問題ですから大体のことを、見当を言つてもらえば、我々のほうでも地域給の修正をどうしたらいいというやうなことの有力な参考資料になると考へておるのです。だから的確なことを何も今お話を聞かなくても、大体我々が推定できるやうなことをお話頂ければいい、こう思つておるわけなんです。

○政府委員(岸本晋吾) 減員状況という正確な数字はどうしても私どもとしては現在、把握いたしておりませんので……

○木下源吾君 正確でなくていいのですよ。

○政府委員(岸本晋吾) そうした何が通りました場合には、できるだけ欠員不補充、人員が減つても補充しないという方針で各省庁を指導して行くより仕方がないじやないか、こう考へております。

えております。

○木下源吾君 それじや次に一つ、あなたのほうじや今一万二千八百二十円平均は出しておられるのですか。そこでその算出の方法はどういう方法でやられてゐるか。又その時期等についても具体的に聞きたいと思ふ。級別定数と実員などについて。

○政府委員(岸本晋吾) 改訂ベースの一万二千八百二十円を算出したしまして根拠は、第一に先ほどお話し上げた十月の昇給というものを、更にその後の十一月一日における推定ベースはどのくらいになるかというところを推定いたしましたのであります。これでベースが、一万七百十四円であつたのでございします。それに対して一万二千八百二十円になるのであります。その中味を申上げますと、十一月一日において俸給は八千二百八十二円、扶養手当九百一十一円、勤務地手当千八百八十五円、合せて一万三千三百七十八円が基本給ベース、これを二割増額いたしまして一万二千四百五十四円、かように考へたのでございします。こういうふうな考へたので、この一万二千四百五十四円と一万三千三百七十八円の差でございます二千七百六十四円でございますが、これを俸給、扶養手当、勤務地手当に配分したわけでありまして、で、扶養手当はそのまま据置でございますが、勤務地手当につきましては、人事院勧告の新らしいので参りますと平均一五%になります。その部分の財源を除きまして、残りを俸給に振りむける二千六百円になります。それが、それと最近の級別定数を合せて俸給表を作つたということになるのであります。

○木下源吾君 定数と実員はわかりません。

○政府委員(岸本晋君) 実員は先ほど申し上げましたようにちよつとございせんが、定数はお手許に差上げました一番下の表、昭和二十七年予算定数、この定数に基きまして弾いたのでございませう。

○木下源吾君 この級別のやつはあります。

○政府委員(岸本晋君) これが級別になつております。十五級から始めまして……

○木下源吾君 それでは次に現行ベイスによる場合、定期の昇給一回ごとにどれくらい増額されておりますか、大体でよろしいです。又同じく新しい給与ではどういふようになりますか。

○政府委員(岸本晋君) これは金額的に一回の昇給金額はどうなるかということとは正確な計算はいたしてないのではありませんが、大体例的にいへば過去のベイスの実施状況とか或いは昇給規定、昇給規定をうけたものを総合いたしました、大体毎四半期一、二%くらいは給与ベイスは上つておるという推定の下でそれを考えております。

○木下源吾君 新しい場合でも同じですか。

○政府委員(岸本晋君) 同じように考えております。

○木下源吾君 これは最近の実態調査ですね、今のお答えは。

○政府委員(岸本晋君) 実態調査でございませうが、予算上の級別定数でございませう。

○木下源吾君 実態調査はわかりませう。

○政府委員(岸本晋君) 実態調査の級別定数は調べてございせん。現実にはあの予算定数まで参つていないのが実情だろつと思ひます。これは八月一日からの、二十八年度の予算定数を、当初予算で定めた定数を、八月一日行政整理したあとの状況等を考へて若干訂正した定数でございませう。そこまですべて行つておるとは思ひませう。

○木下源吾君 どうですか、実態調査の場合は、今まで実態調査はしてゐるのですか。

○政府委員(岸本晋君) 実態調査は昨年の十二月十日現在で級別の実態調査をいたしました、その後はやつておりません。これは大体ベイス改訂直後に大体いつも実態調査をやつております。年度途中におきましては単に支払額調査にとどめました。

○木下源吾君 それの基礎数字というのはございませうか、昨年の十二月の場合。

○政府委員(岸本晋君) 基礎数字はございませう。やはりこれはここに載つておる通りでございませう。

○木下源吾君 これはこれによつてやつたのですか。

○政府委員(岸本晋君) はあ。

○木下源吾君 これは扶養家族、そういうものは明瞭でございませうか。

○政府委員(岸本晋君) 平均扶養家族数は現在……これは本年八月三十一日における実際の支払額は九百一十一円ということになつております。平均扶養家族数をこれから推定すると、大体一・七八人くらいであらうと思ひます。

○木下源吾君 どうですか、これは副官房長官にお伺ひいたしますが、今度のこの政府案によればベイスは一九%ちよつと上昇というわけになります。

○政府委員(菅野義丸君) 国鉄、専売の裁定の場合にはそれ、それ約二四%の上昇になつておる。よく政府はこの均衡のことを言つておるが、これは非常に均衡がとれていないように思ひますが、こういう点について何かお考へがございませうか。

○政府委員(菅野義丸君) 私の記憶いたしておるところによれば、国鉄裁定、専売の裁定も実際の額は、勿論これは勤務の状況或いは人員構成において違つて参りますけれども、上昇率はいづれも二〇%前後、その間の調整はとれておるようによつて記憶しております。ただ電信電話公社のほうは御承知の通り調停案が出ておりますので、これは少し高いように思つております。併し裁定の出たものについては大体一般公務員並みの上昇率になつておるようによつて記憶しております。

○木下源吾君 私のところの計算ではさうなつておりませう。

○政府委員(岸本晋君) 只今の国鉄、専売の数字をちよつと補足的に申上げますと、国鉄は仲裁裁定は一万三千四百円、これは組合員だけでございませうので、非組合員を入れたら平均一万三千五百二十三円に相成るわけでありませう。これが裁定のベイスでございませう。これに對しまして最近の八月における現員の現給が一萬一千二百三十七円に相成つております。この一萬一千二百三十七円に對して裁定の一萬三千五百二十三円でありまして、二〇・二%、大略二〇%でございませう。専売

については裁定ベイス一萬三千三百円でありまして、これに對して最近やはり八月における現給は一萬八百九十五円、これが二〇・二%程度で、公務員十一月には二〇%上つておりますので、大体ベイス上昇率は同一にいたしております。

○木下源吾君 これは今度の給与改善によつては各省庁でいろいろ見込があるだらうと思ひますが、これは百二十八億五千万円という額の各省別のやつはまだわかりませうか。

○政府委員(岸本晋君) 今回補正財源の各省所管別の内訳は只今ここに持合せございせんが、あとで……

○木下源吾君 そうしますと、最初にお尋ねいたしました、国会が地域給を修正すれば、定員補充などないでやつて行けるというお話でありました、その程度も大体我が推定する程度ということになりますか。

○政府委員(岸本晋君) 先ほどお示しのごさしました三万人でございませう。これもいろいろ非常になかなか数字であるかと私も存じております。特に今回の衆議院予算委員会の附帯決議にもございませうな国会の御意思も尊重して参らなければならぬということに相成りますと、非常に苦しい数字になるのではないかと考へております。

○木下源吾君 そこで官房副長官にお尋ねするのだが、實際には給与は窮屈だと思ふの点については誰も異存がないと思ふのです。併しながらお且つ予算の上においでできないのだ、こういうことをしばしば言われておるのだが、政府としてはやはり一般に考

えられておる給与が窮屈だという点については、何らかの方法で実現するよやないかと思ふのです。こういうことについては一体どういふ考へを持つておられるのか。巷間伝えられるところによれば、何か第二補正予算を出すとか、いろいろそういうことを聞いておるのですが、實際の事案において日本の今日の給与は、いわゆる朝鮮動乱以後における実情において非常に給与、賃金というものが置き去りをされておるといふことは、これは政府統計でも明らかなことなんです。そうだとすれば、いつこれを一体元に戻すという時期があるのか。それらの点についても一つの政府の考へを聞きたい、こう思ふのです。あなたの責任の範囲でもよろしいのです。

○政府委員(菅野義丸君) お答え申し上げます。公務員の給与が確かに現在の状況において窮屈であるということ、は、木下さんのおつしやる通りでございまして、政府はこの点について全然異存はございませう。今日公務員の生活が決して楽なものではないということはいろいろ事例からもよく承知いたしております。而も民間給与が上つて参りますので、それとの振合におきまして、相対的にどうしても公務員の給与があるべき姿から遠のくという傾向にあることも事実でございませう。そこで昨年の十月から実施いたしました、いづれ一萬六千二百円ベイスといたしまして、今回の一萬二千八百二十円の平均給の改訂も、これもお説のごとく人事院の勧告より下廻つておりま

人事院の勧告そのものがまだ低過ぎる、もつとたくさん出さなければならぬというような説もございしますが、一応政府といたしましては、せめて人事院の勧告は、これに手をつけなくて実施する時期が一日も早く来ることを願つておるのでございまして、いろいろな情勢がこれを許すならば、人事院の勧告はそのままこれを法律案として国会のほうの御審議に供したい、こういう念願を持っております。今回何が故に、約七百円ばかり違うのでございしますが、下廻りました一万二千八百二十円のベースのものを出したかという理由につきましては、提案理由等でご覧に申上げた通りでございますが、ただこれをだん／＼掘下げて行つて見ますと、今回の給与改善の特徴とも申上げますものは、決して昨年の十月以来の物価の値上りをカバーするだけの給与の改善ではないのでございまして、物価の値上りのほうから言いますと、実は余りこれほどには上つておらないのであります。CPIが一・五%、CPSが一・三%という数字になつておりまして、決して二〇%近いような値上りにはなつておりません。併しながら民間給与の値上りを見ますと、昨年の十月から本年の十一月までの間の推移は大体二〇%くらいの値上りになつております。この値上りになつた額、即ち民間給与の額に同じにしろというのが人事院の勧告でございまして、政府は一挙にそこまではできませんけれども、昨年の十月から本年の十一月までに上つた程度の上昇率は、これは公務員にも認めるのが至当であらうという考えで、その案をとつたので

ございしますが、物価騰貴の情勢よりも更に上廻つた上昇率になつておりますので、それだけ実質賃金は上つて来るように考えるのでございします。人事院勧告通りに実施できないということにつきましては、木下さんもおつしやるように、誠に政府といたしまして遺憾に存じておりますが、国家財政の現状等から御覧になつて、この程度で以て先ず暫らくは公務員のどなたにも我慢をして頂くより仕方がないであらう、こういうふうになる次第でございまして、この上とも政府はできるだけ公務員の給与の改善については努力いたしたい、かように考えておる次第でございします。

○木下源吉 今のお話によれば、大體生活給という域はまだ脱しておらない、その生活給としても苦しいことを認めておる、こういうふうに今聞き取れるのですが、すでに一方においては職階制も布こうとしておる。こういうことは現実の問題として我々は把握しなければならぬ。そうなければいつまでも生活給というふうな頭で、而もその生活もぎり／＼一ぱいどころではない、低い生活で我慢してもらおうといふようなことが果して、一方においては行政整理、一方においては公務員の責任の完遂を要求しておることとこれに一致するかどうか、私は決して一致しないと思う。こういう点については一応政府はどう考えておるのか。生活給にもおつつかないもので、そうしてまだぎり／＼の給与で、仕事も十分にさせなければならぬというように我々には受取れるわけですが、政府としては一体いつ頃の見通しを以て、公務員をして本来の職務を十分に能率を上げ、そうして責任を持つてやれる時期が来るのだというふうに考えておるか、そういう見通しについても一応聞いておきたいのです。

もう一点は、実は地域給というものは、政府ももうすでにわかかつておる、これは我々もそう考えているのです。だからとして今これをやめられないという理由はどこにあるか。これを突き詰めて行けば、やはり給与が低いからだということになる。私は思うのです。そこでこれをやはり廃止するという一つの契機を我々は見通さなければならぬが、その見通しは、我々は人事院の勧告が極めて不十分であつても、この勧告が政府がそのまま実施するといふときでなければ、私はこういう不合理な而も手数のかかる厄介な問題は解決できないと、こう考えるのです。そういうことが行われぬ限りいつまでもこういうことが続くと思う。これらの点について一つは私はお伺いしたい。人事院の勧告をいつになつたならば、CPI或いはCPS、民間給与等の条件によつて今日勧告しているということに從う時期が来るのか。それは勧告は勧告として我々は参考に聞いておくだけであるのかという考え方で、人事院の機構改革とか何とかいふものを考へられておるのか。私は本末顛倒してゐると思うので、この点を一つ政府からお聞きしたい、こう思うのであります。

○政府委員(菅野義丸君) 木下委員のおつしやる現在の給与、或いは今回改正しようとした給与が生活給であるという意味にだけは遺憾ながら同意できないのであります。御承知のことと思つてございします。人事院の勧告というものは決して理論生計費でやつてゐるわけではないのでございします。人事院の勧告もそうでございしますが、基準になるところは理論生計費でございしますが、その他は同じような年齢或いは仕事をやつておられます者の民間給与と比較をしてきめておるものでございします。それと全く同じ額にしようというものが勧告でありまして、それよりか多少下廻つておりますのが今回の政府案であるといふことは先ほども申上げた通りでございしますが、而も今回の二〇%値上げという、これは先ほども申しました通り、実質的に物価が値上げになつた程度以上のものでございしますから、少くとも更に生活の改善になるというふうな数字的には出て来るわけにございします。従いましてこれが生活給という、いわゆる最低生活を営むに必要な経費であるといふようにはとつておりません。多少余裕のあるといひますか、ただ生きて行くだけという、この又意味が非常にむずかしいのですが、それだけの給与ではないように考えている次第でございします。併しながらどういふふうに見るかということは別問題といたしまして、現在の給与が不十分であるといふことは、これはもう先ほども申上げた通り十分私のもうも承知いたしておりまして、一日も早く余裕のある豊かな生活ができることを希望しておる次第であります。

そこで人事院の勧告についての御見解でございしますが、先ほども申上げた通り、人事院の勧告をそのまま実施するのは、せめてもの公務員に対する当然すべきことであるといふことは考へるのでございしますが、ただこれはもう御承知のことと思つてございします。人事院の勧告というものは決して財政的の考慮を入れておりません。これは金が幾らかかるからこの辺で切らうなんという考慮を加えてはむしるいけないのであります。国の財政がどうなつてゐるかといふことは全然考へないで、公務員の給与といふものはあるべきであるといふことの数字を勧告して来るというのが人事院の勧告でございまして、これは一切財政的の考慮をしないことがむしろいいのであります。従いましてそういう性質のものでありますから、国の財政がそれを十分に容れ得るという状態にならなかつたならば、それはそれで、国の財政状況がそれを容れ得ない状態にあるときには、どうしてもその間にいろいろの多少なりとも違いが起つて来ることは、これは人事院の使命といふものから考へて、決して人事院を軽くしていることにはならないと、私もそう考へておるわけでありまして、従いまして今後の見通しの時期等も、そういう観点からしまして、もう少し国の財政といふものが豊かにならなければならぬといふことを考へておりました。具体的にいつといふことは現在申上げられないのでございまして、一日も早くそういう時期が来ることを企願して国力の充実に尽したいと、こういうふうに考へておるわけでありまして、次に勤務地手当の問題でございしますが、これは私も全く木下委員と同感でございします。一日も早くこういう制度はなくとも済ませるような給与にいたしたいと考へるのでございします。併しこれも理論的に申しますと、

言われている理窟もわかるのです。ところが上つたやつで又或る日月をそれで公務員は我慢していると、こういうことですから、つまり現在の物価が上がる、これはもう不動だという建前でおつしやるなら、あなたのように賃金だけが上がるのだと言うなら、その理窟はわかるのです。私はそれで納得するんです。ところがそうじゃないんですよ、現在……。そうして見ると、ここだと二割上つても、又一月一日からどのくらい上がるかわかりませんが、いろ／＼なものをまとめまして何割上がるか、二割上つたらとん／＼ということになる。二割一分上つたら一分値下りということになる、実質的には……。だからそれをどうお考えになつてゐるのか。それでもなお非常に今度のアップで公務員は実質賃金の値上りをしたのだということになるのかどうか、その点がちよつとわかりにくいのです。

○政府委員(菅野義丸君) お答え申し上げます。お話のごとく非常によくなるというようなことはとも申上げられませんが、併しながら公務員の給与というものはどうしてもと／＼と行くような趨勢になつておりました、これは国会の御審議にかけるためにも、又一般国民によく了解して頂くためにも、これから値上りをするであろうというものを考慮に入れて公務員の給与をきめるわけにはな／＼参らないのでござい

ます。従いまして政府の施策はむしろ低物価政策と言いますか、物価の急激な値上りの起らないように、むしろそちらのほうに力を入れて、一般勤労者の生活が脅かされないようにいたしたいと考えているのでございます。

が、その問題は別といたしまして、ただ今回の値上りは、先ほどもお答え申上げました通り、昨年の十月を基準といたしまして、物価の値上り、これも数字でございますから、統計でございますから、特殊な例はたくさんあると思いますが、その統計の示すところよりは上廻つておる。その上廻つておるのも無制限に上廻つておるのではなくて、民間給与が昨年の十月に比べて今年どのくらい上つておるかということ

を調べまして、それと同程度のものをそれと同じようにするならば、例えば昨年の十月の一萬六千二百円に対して二割上げればいいのであります。けれども、これは途中における公務員の生活給与ということがカバードできませんので、現在の平均給与の二割増ということにいたしましたのでございます。従いまして物価の値上りの指数で以てこれを割りまして実質賃金になるのでござ

います。併し決して十分楽な生活になる、或いは非常に改善されるとかいうような数字ではございませんが、ただ多少なりとも公務員の生活が物価と比例して余裕が出るようにいたしたいという気持ちからかような案を出した次第でございます。

やろうと思えばやはりやれるのじやないかと思ふ。過ぎ去つたものに対してこれはできるのじやないか。まあそういったことは厳密に数字を弾いてどうこうというとは別としても、何回もまあ政府は言つておられますが、人事院の勧告は、これはまあ我々としては、とにかく政府としては実施したい、完全に実施したい。こういうことをしなさいと言つておられるのですが、人事院の勧告を無視していつもこうやつて下廻つたものをお出しになつて、

そうしてそれを無理やり公務員に押付けているというのが現状であります。そこでお尋ねしたいことは、人事院の勧告を完全に実施されたのは私は一回きりだと記憶しておるのです。六千三百七十七円ベース、これも十一月九日に勧告があつて……二十三年ですね。翌年の二十四年の一月一日から完全実施されているのです。それからその以後はずつと完全実施されてないのです。そうする数字だけで公務員の、

まあこれです承するとして、今回の十一月の実施のベースというもののこれまでの開きですね。言い換えると、つまり人事院勧告とそれから政府実施との差ですね。それで公務員が実際に現在までに置き去りになつてゐる部分、これは一体どのくらいあります。これはまあ菅野副長官がおわかりにならなければ大蔵省事務当局がおりますから、どちらでも結構です。

○政府委員(岸本晋君) まあ六三ベースの當時に初めて人事院勧告を呑んだ、それ以後は呑んでない、その間の差はどのくらいあるか。これはなかなかむづかしい問題であります。六三ベースのあとは七千九百八十八円ベースというものが勧告されております。これは政府といたしましては実施いたしませんでしたが、その後八千円ベースのときまで約七九八の勧告から一年でございまして、その間千六百円くらい大体一年くらい公務員は損したと言え

ば損した。勧告から損したという数字であります。八千円ベースのときは大體政府案よりも人事院勧告案は僅少の差でありましたが、大体とん／＼であつた。その後昨年の十月から一萬円ベースを政府は実施いたしました。これは人事院は一萬一千二百余円のベースでございまして、これは一千円近い差でございまして、これも一年くらい政府の勧告に比較して少なかつたというところなるかと思ひます。今回の約七百円くらいの数字でございまして、一年たてば一年たつほど低いわけでございます。

○力ニエ邦彦君 その総額は幾らくらいになるのです、概算。○政府委員(岸本晋君) 概算いたしましてまあ三万二、三千円に相成るうと思ひます。○力ニエ邦彦君 そんな程度のものじやないんじやないですか、どうです。私は二十四年の一月一日に六千三百七十七円ベースが完全実施された、それが二十四年の十二月四日に七千八百七十七円ベースの勧告があつた。そこでそれを頻りにして来た。ところがその頻りをして来た間にですね、どのくらい差ができてゐるかと申すと、この差は千五百七十円、一カ月一人当たり、

一萬二千五百六十円、それから今度は二十五年度の八月九日になつて八千五十八円ベースが勧告された、ところがこれも又頻りにしておつたということでしょう。そうすると二十六年度の一月一日、丁度二年目ですね、二年間頻りにしてやつと七千九百八十一円ベースを実施したんでしよう。この間、今言われるように僅少で一カ月僅か七十円でしょう。ところが二十五年八月九日に勧告された八千五十八円ベースの差というものは千七百五十円、これが五カ月振りでしょう、ね。そうすると八千七百五十円、それから二十六年度の八月八日に一萬一千二百六十三円ベースというものが勧告になつて、そうして二十六年度の十月一日に現行の一萬六千二百円ベースというものが実施された。この間の差は百二十円である、こういう工合に考へて行つたら大體現行の給与水準で申しますと六万四百円くらいになるのじやないですか、計算すると……十二月の間までに、これは勿論金利とかそういうものを入れずに、物価の値上りとか、そういうものを考慮に入れないで、人事院勧告と、それから政府の実施して来たものとの、置き去りになつてゐる部分ですね、一カ月ずつつり上げて行くと思ひます。

○政府委員(岸本晋君) 先ほど申し上げました数字は、勧告が実施されたものとしての数字を三万二、三千円と申し上げたのであります。勧告されたときから実施されるのだという前提でものを考えますと、若干数字が値えるかと存じます。これは只今御指摘になりました六万円になりますかどうか、ちよつと試算いたしましたから又……。○力ニエ邦彦君 実施というてそこらはまあ大蔵省らしいことを言われるの

ですが、人事院の勧告を完全実施ということを前提として私初めから申し上げておるのです。だからとにかく私の計算が間違つておらんとしますが、とにかく六万四百円の開きが、置き去りできたのですよ、この開きの置き去りが、今度は政府のほうにお尋ねするのですが、いつ頃になつたらこれを公務員の方へ返してやる、利息までつけて返してやるという事はどうかと思うが、この差額をいつ頃になれば返してやる見込みなのか。それはどうですか。

○政府委員(菅野義丸君) 人事院の勧告はいろいろ情勢が許せば、これをそのまま実施するのが理想の形でありまして、政府もそういうことを望んでおるのでございますが、それができないといひますのは、やはり或いは財源がないとか、或いはその他の情勢から実施できないのでございまして、これはもうあとから返すとか、補填してやるというふうな性質のものではないように考えております。又それができなくらいならば、当然これは実施すべきでありまして、それだけ公務員から借りておるといふふうには政府は考えておらないのでございます。

○力ニエ邦彦君 それはあなた借りておるよに思つていない、政府は思つておられないかも知らんが、実質的には人事院勧告をやれば、結論的にはかんといふ建前に立てば、結論的にはやはり借りておることになると思ふのですよ。これは完全実施をやる建前になつており、やりたいとこ言つておるのですから、だからそれが政府の事情でできなかったのだから、当然余裕ができればやつておるでしょう、その裏を言えば、余裕があればやつておるといふのです。だから結局それによつて生じた差というものは、これは政府が借りておるといふようなことは、お考えはどうかとしても、やはりこれはそれだけの穴埋めをしてやらなければならぬ。それだけやはり何か売つて来ておるのですよ。世帯の上では何かを売つて来ておるか、或いは非常に窮屈なことをやつて来ておるのですから、それは考えなければいかんじやないか。あなたの話を聞いておると、とにかく猫ばばをするのだといふふうには聞えるのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(菅野義丸君) まあこれは法律的問題でもありませんから、それを法律的に解釈してどうということじやないの、ございましてけれども、これはもうその都度法律案を出しまして、国会で慎重審査をして頂いて、このくらいの程度の給与が現在の情勢としては至当であるといふ御結論になるから法律案が通るのでございまして、その法律によつて支給して来たのが現在までの給与でございます。従いまして人事院の勧告は、これはできれば実施したいという意思は十分あります。従いまして道徳的に言いますか、政府の考えております一つの望みと現実の給与との差額がそれだけある。積り積つて六万何千になるということはいくわかりますけれども、これはそれだからといつて、国会ではつきりきめた給与を支払つて、而もそのあとに何かこれをいつか返すといふような性質のものではないように考えております。余裕ができませんれば一日も早く人事院が勧告したものを呑むようにした

い、この気持はありますけれども、積り積つたものをいつか返したい、返すといふか、何らかの方法で以てそれに給与を割り増してやりたい。これはちよつと国会もお許しにならないでしょうし、又国民も了承しないのじやないかといふふうには考えておる次第でございます。

○力ニエ邦彦君 今の国会がおきめになつてということ、まさにその通りです。併しながらそれはまあ無理やりに国会がきめさせられたといふか、実質は……形式は別として、実質はそういうものなんです。無理に政府からあてもないこうでもない、金がないからまあこれでやつてもらいたいといふこととやつておるのだらうと思う。だからまあここでさういつたような形式論を議論する必要もありません。そこで今度は実施できなかったという、今回の給与の人事院勧告が完全実施ができないといふことについての理由を伺いたいと思ふのですが、実はこれは保安庁職員給与法の一部を改正する法律案があるの、これの一応提案理由の説明を聞いて、又一つ政府に対する質疑は次の機会にしたいと、かように思つております。

○委員長(門田定蔵君) それでは保安庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(岡田五郎君) 私大臣に代りまして、政務次官岡田五郎が保安庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。只今議題となりました保安庁職員給与法の一部を改正する法律案につきま

して、その提案理由並びにその要旨につきまして御説明申し上げます。政府は、御承知のごとく先般一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。目下衆議院において審議中でありまして、保安庁職員は、特別職でございます。その給与につきましては保安庁職員給与法の定めるところになつております。従つて今回一般職の職員の給与改正の趣旨に準じまして保安庁職員の給与を改正いたすこととしたしまして、本法案を国会に提出した次第でございます。

次に本法案の要旨を申し上げます。第一に、職員の給与額の引上げでございますが、これは実質的に一般職の職員との均衡を考慮して決定いたしました。なおこの際新たに保安長以下の保安官並びに警査長以下の警備官に對しましても扶養手当、石炭手当、寒冷地手当を支給することにしたのであります。

第二に、一般職の職員の給与制度の改正に對して、保安庁職員についてこれに準じて宿日直手当、期末手当、勤務手当の制度を設け、又俸給の特別調整額を認めることとしたのでございまして。その他昇給期間に應ずる昇給間差額、休職者の給与等につきましても所要の改正を加へたことも、一般職の職員の場合と同様でございます。

第三に、保安庁学校の学生に對する手当月額二千五百円を三千円に引上げました。

第四に、これらの改正に関連いたしました、俸給の支給方法、国家公務員の石炭手当、寒冷地手当の支給に關する法律につきましまして必要な改正を加へることとしたしました。

なお以上のほか、部隊等に勤務する事務官等の俸給の支給期間、国家公務員災害補償法の運用規定について所要の改正を行いました。

又職員の療養等及び国家公務員共済組合法の適用の特例につきまして改正を行なつておりますが、これは退職した保安官及び警備官に對して国が療養の給付又は療養費の支給を行い、又共済組合がこれらの者に傷病手当金を支給することができるよういたしましたのであります。

本法案の施行期日等につきましては、それ／＼一般職の職員についての場合に準じて規定いたしております。以上本法案の提案理由並びに要旨を御説明申し上げます。

何とぞ速かに御審議の上御賛成御可決下さるようお願い申し上げます。

○力ニエ邦彦君 保安庁の職員給与法の一部を改正する法律案は只今岡田君から提案理由の説明がありました。本日はこの程度で……

○委員長(門田定蔵君) それでは次の機会にしまして、本日はこの程度で散会いたします。

午後零時二十四分散会

七

昭和二十八年一月二十二日印刷

昭和二十八年一月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局